

中山間地域農業をめぐる情勢

農村振興局

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

農林水産省

[目 次]

中山間地域の概要

- 1 . 主要指標における中山間地域のウェイト・特色 2
 - (参考) 中山間地域の定義 3
- 2 . 中山間地域をめぐる社会情勢等
 - (1) 人口増減率の推移 4
 - (2) 高齢化率 4
 - (3) 主要産業別の中山間地域のウェイト 5
 - (4) 生活環境施設の整備状況 6
 - (5) 農業集落数の推移 7

中山間地域農業の現状

- 1 . 農業産出額の推移
 - (1) 農業総産出額の推移 10
 - (2) 主要作物別農業産出額のシェア 10
- 2 . 耕地面積の推移等
 - (1) 耕地面積の推移 11
 - (2) 耕作放棄地率の推移 11
 - (3) 傾斜区分別田面積の割合等 13
 - (4) 水稻の作付面積別ほ場枚数・ほ場面積 14
 - (5) 田の農道整備状況 15
 - (6) 耕地面積 1 ha 当たりの農道延長 15
- 3 . 農業経営規模の推移等
 - (1) 経営規模別農家数の推移 16
 - (2) 1 戸当たり経営耕地面積の推移 16
 - (3) 販売農家 1 戸当たりの総所得及び
農業就業者 1 人当たりの農業所得 17
- 4 . 鳥獣害による農作物の被害状況 18
 - (参考 1) 中山間地域農業の概要 19
 - (参考 2) 中山間地域等に対する主な支援施策 21

中山間地域の概要

中山間地域の概要

1. 主要指標における中山間地域のウェイト・特色

(1) 国土総面積に対する中山間地域が占める割合は64.8%となっているが、

- ・ 一般に中山間地域は、河川の上流域に位置することから、全国の林野面積に占める中山間地域の割合は79.9%と高く、これを反映して林野率も全国平均の66.9%に比べ82.5%と高くなっている。
- ・ 林野率が高いことを反映し、中山間地域の耕地率は、8.4%と低い比率となっているものの、全国に占める耕地面積の比率は43.3%を占めている。

(2) 総人口に対する中山間地域が占める割合は、13.6%となっており、国土総面積に占めるウェイト（64.8%）に比べ低い比率となっているが、

- ・ 農家人口についてみると、全国の農家人口約1,134万人のうち中山間地域では約465万人と全体の41.0%を占めている。
- ・ さらに、中山間地域における農家人口率は、中山間地域以外の農家人口率（6.1%）に比べ26.7%と高くなっている。

○ 我が国主要指標に占める中山間地域の割合（平成17年）

主要指標	全 国	中山間地域	中山間地域の占める割合
国土総面積（千ha）	37,178	24,078	64.8%
林野面積（千ha） （林野率）	24,861 (66.9%)	19,857 (82.5%)	79.9%
耕地面積（千ha） （耕地率）	4,692 (12.6%)	2,030 (8.4%)	43.3%
総人口（千人）	127,768	17,410	13.6%
農家人口（千人） （農家人口率）	11,339 (8.9%) 〔中山間以外〕 (6.1%)	4,654 (26.7%)	41.0%

資料：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（国土総面積）、農林水産省「農林業センサス」（林野面積、農家人口）、「耕地及び作付面積統計」（耕地面積）、総務省「国勢調査」（総人口）

注：「林野率」は、林野面積 / 国土総面積 × 100

「耕地率」は、耕地面積 / 国土総面積 × 100

「農家人口率」は、農家人口 / 総人口 × 100

（注）本資料で使用する統計資料のうち、「農林業センサス」、「経営形態別経営統計（個人経営）」については、旧市町村（昭和25年2月1日時点の市町村）単位で、その他の統計指標については調査時点の市町村単位で中山間地域の数値を算出している。また、ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 中山間地域の定義

狭義の「中山間地域」とは、農林統計上用いられている地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域である。

本資料において、「中山間地域」として記述しているデータは、この狭義の中山間地域のデータである。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においては、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域として「中山間地域等」との文言が用いられている。

この場合の「中山間地域等」とは、具体的には、上記の統計上の「中山間地域」のほか、地域振興立法（過疎法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法等）の対象地域が含まれている。

「中山間地域等直接支払制度」における「中山間地域等」では、過疎法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法の8法の地域となっている。

注：「過疎法」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、
「山村振興法」とは、山村振興法（昭和40年法律第64号）、
「特定農山村法」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、
「半島振興法」とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）、
「離島振興法」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）、
「沖縄振興法」とは、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、
「奄美群島法」とは、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、
「小笠原諸島法」とは、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）のこと。

○ 農林統計に用いる農業地域類型の基準指標

都市的地域	人口密度が500人/km ² 以上、D I D面積が可住地5%以上を占める等都市的な集積が進んでいる市町村
平地農業地域	耕地率20%以上、林野率が50%未満又は50%以上であるが平坦な耕地が中心の市町村
中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い市町村
山間農業地域	林野率が80%以上、耕地率が10%未満の市町村

注1：決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
2：D I D=Densely Inhabited Districtの略。人口集中地区のことで、市区町村の人口密度の高い基本単位区（約4,000人/km²以上）が連たんして、その人口が5,000人以上となる地区。国勢調査による。

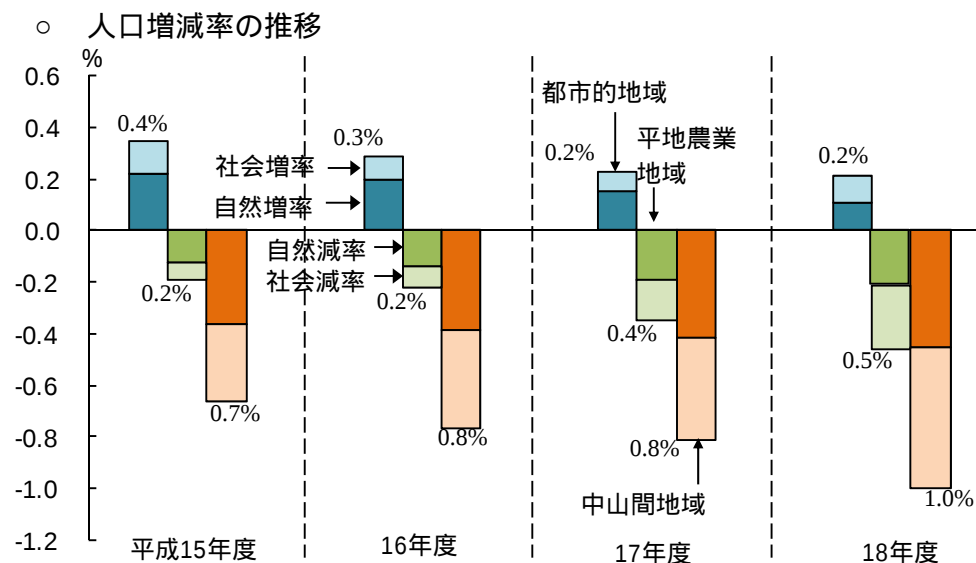
○ 地域振興5法上の定義

各法上の定義	指定市町村数（H20）
【特定農山村地域】 勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、ただし全田面積が全耕地面積の33%以上 勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、ただし全畑面積が全耕地面積の33%以上 林野率75%以上 (上記～のいずれかに該当) 15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上、又は総土地面積に対する農林地割合81%以上	984
【山村振興法による「振興山村」】 林野率75%以上 人口密度1.16未満	748
【過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」】 昭和35年から平成7年の人口減少率30%以上 昭和35年から平成7年の人口減少率25%以上で、かつ、高齢者比率24%以上、又は若年者比率15%以下 昭和45年から平成7年の人口減少率19%以上（ただし、 平成7年の人口増加率10%以上の団体は除く） 上記～のいずれかに該当し財政力指数0.42以下であること。	732
【半島振興法による「半島地域」】 三方が海に囲まれ、一方が本土とつながっている陸地部分とからなる地域であって、2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域。	196
【離島振興法による「離島地域」】 本土より隔離している離島（外海離島、内海離島、離島の一部）	110
3法（山村振興法、過疎法、特定農山村法）のいずれか指定	1,115
5法（山村振興法、過疎法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法）のいずれか指定	1,154

2．中山間地域をめぐる社会情勢等

(1) 人口増減率の推移

平成15年から18年までの人口増減率の推移をみると、都市的地域を除き、平地農業地域、中山間地域とも減少傾向であり、平成18年における中山間地域の減少率は1.0%となっている。

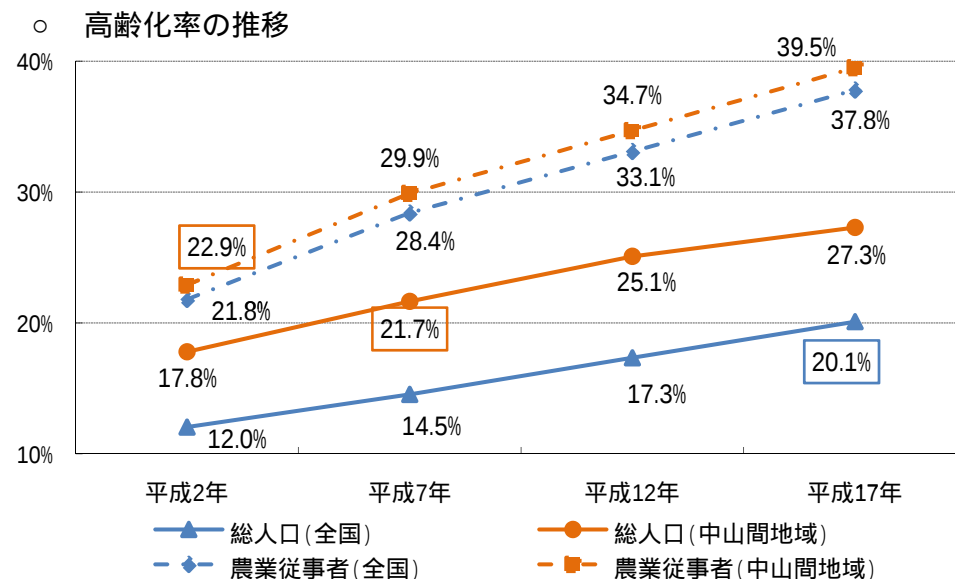


資料：総務省「住民基本台帳人口要覧」に基づき農林水産省農村振興局が作成。
注：社会増減率には、転出入によるもののほか、帰化、国籍離脱等による増減を含む。

(2) 高齢化率

中山間地域の総人口の高齢化率は、平成7年時点（21.7%）で、すでに全国の平成17年時点の高齢化率（20.1%）を上回っており、全国と比べ10年以上先を行く水準で推移してきている。

さらに、農業従事者の高齢化率についてみると、高齢化の進行が著しい。



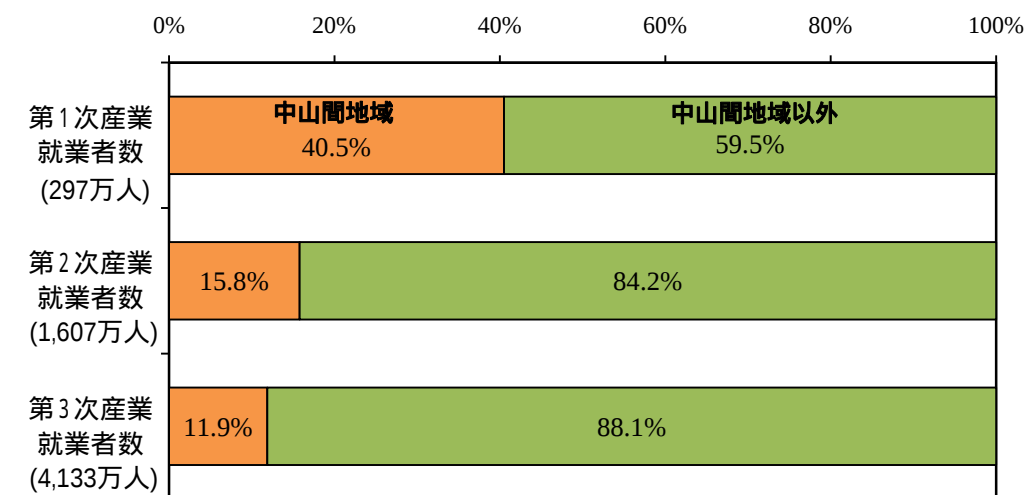
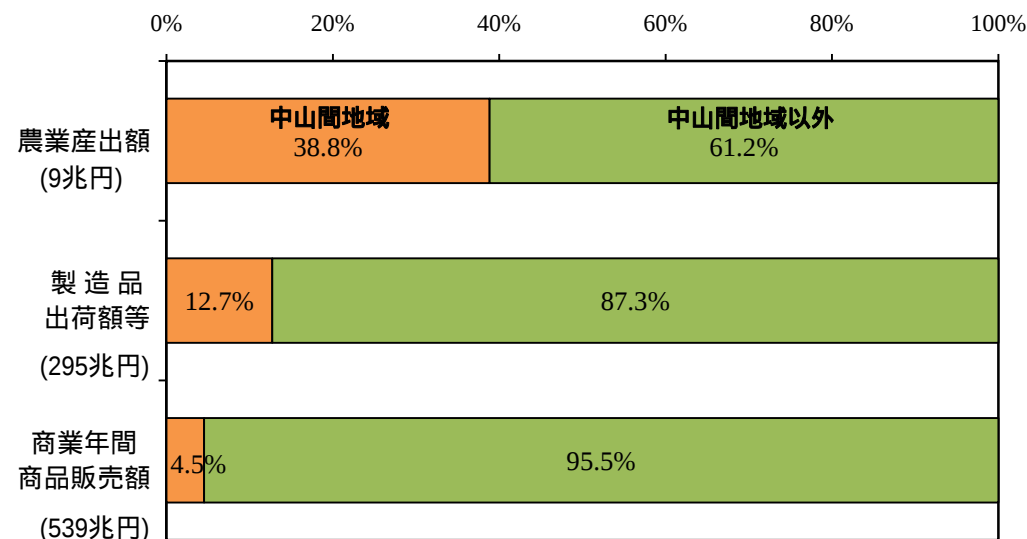
資料：農林水産省「農業センサス」（農業従事者）、総務省「国勢調査」（総人口）
注：高齢化率は、65歳以上の割合

(3) 主要産業別の中山間地域のウェイト

- 全国の農業産出額に占める中山間地域の割合は38.8%（平成17年）であり、全国の製造品出荷額等に占める割合では12.7%（平成17年）、また、全国の商業年間商品販売額に占める割合では4.5%（平成15年）となっており、中山間地域では、他産業に比べ、農業産出額の占める割合が高い。

- 産業別の就業者数（平成17年）では、全国の第1次産業就業者数に占める中山間の割合は40.5%、全国の第2次産業就業者数に占める割合は15.8%、全国の第3次産業就業者数に占める割合は11.9%となっており、中山間地域では、第2・3次産業に比べ、第1次産業就業者の占める割合が高い。

○ 主要産業別の中山間地域のウェイト



資料：総務省「国勢調査（平成17年）」、農林水産省「生産農業所得統計（平成17年）」、経済産業省「工業統計表（平成17年）」、「商業統計表（平成15年）」（全て組替集計）

注1：「就業者数」とは、調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現金収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。

2：「製品出荷額等」とは、1年間の製造品の出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず、廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。

3：「商業年間商品販売額」とは、1年間の販売実績額であり、卸売業と小売業の年間商品販売額（消費税を含む。）。

(4) 生活環境施設の整備状況

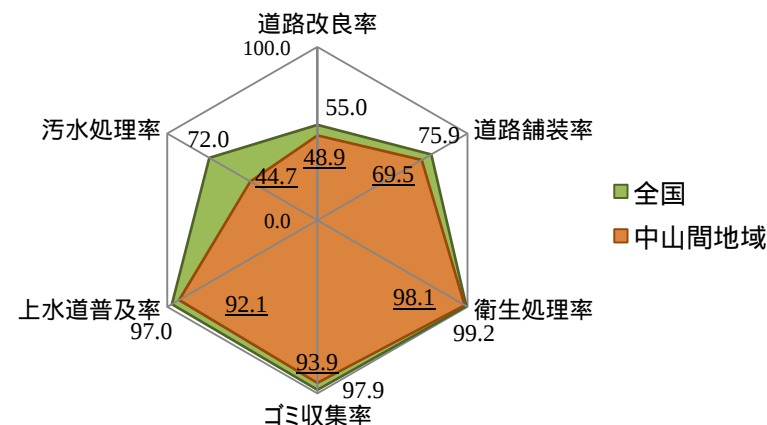
- 平成17年における中山間地域の生活環境施設の整備状況については、全国に比べ、

道路改良率は、6.1ポイント低い48.9%
 道路舗装率は、6.4ポイント低い69.5%
 衛生処理率は、1.1ポイント低い98.1%
 ゴミ収集率は、4.0ポイント低い93.9%
 上水道普及率は、4.9ポイント低い92.1%
 污水处理率は、27.3ポイント低い44.7%

となっている。

- また、平成19年の光ファイバの整備状況をみると、全ての地域で利用不可能な市町村数は、5万人以上の市町村では、14市町村（2.5%）に対し、5万人未満の市町村では、714市町村（56.6%）となっている。

- 生活環境施設の整備状況（平成17年）

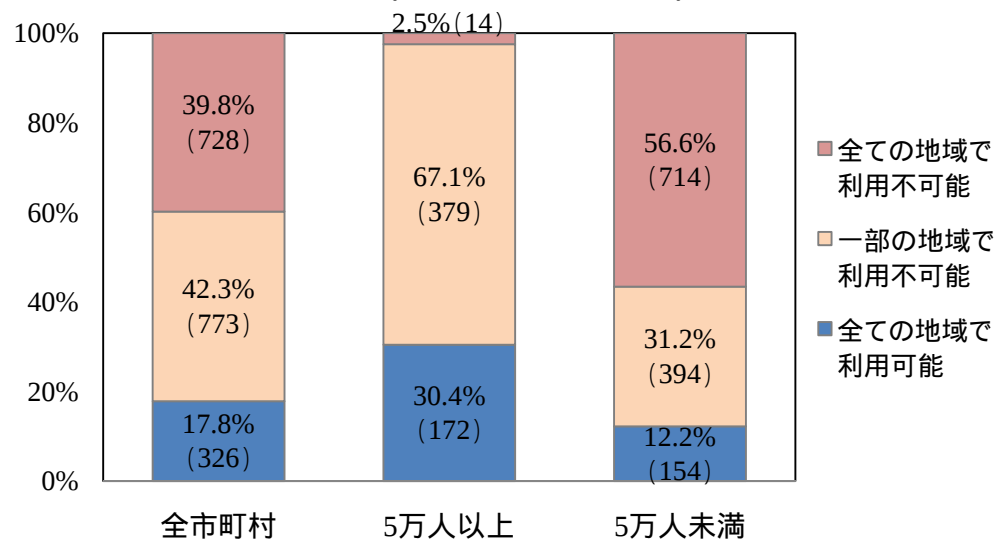


資料：総務省「公共施設状況調」に基づき農林水産省が作成。

注：表中の用語については以下のとおり。

「ゴミ収集率」：ゴミの年間総排出量に占める市町村直営・委託・許可業者方式による総収集量の割合
 「衛生処理率」：し尿の年間排出量に占めるし尿処理施設による処理量及び農業集落排水施設への流出量等の割合
 「污水处理率」：総人口に占める公共下水道の供用を開始している排水区域内人口及び農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設等のうち污水处理を実施している施設の供用を開始している排水区域内人口の割合
 「上水道普及率」：総人口に占める上水道・簡易水道等による給水を受けている人口の割合
 「道路改良率」：道路の実延長に占める道路構造令の規格（車線の数、幅員等）に適合する道路の割合
 「道路舗装率」：道路の実延長に占めるセメント又はアスファルト舗装の道路延長（道路構造令の基準を備えている区間等）の割合

- 光ファイバの整備状況（市町村数、平成19年）



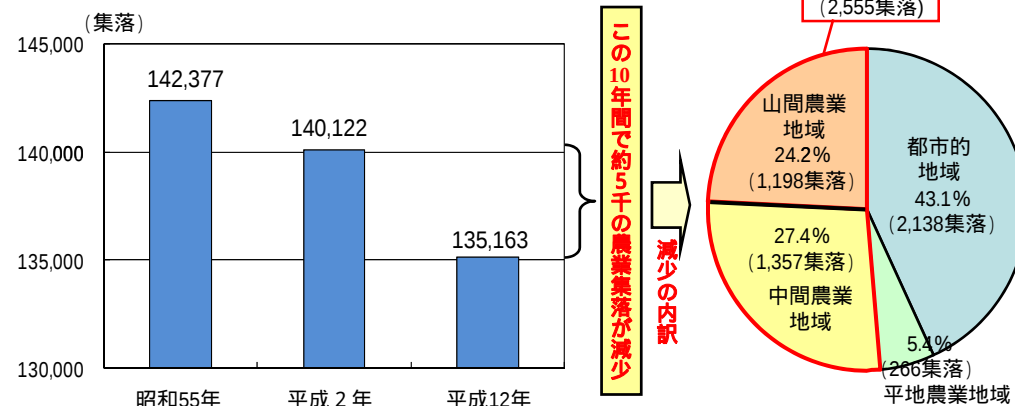
資料：総務省「平成19年度情報通信白書」

(5) 農業集落数の推移

- 農業集落数は、平成 2 年は約14万集落、平成12年には約13万 5 千集落と、平成 2 年からの10年間で約 5 千集落が減少している。

このうち、中山間地域では2,555集落が減少した。

○ 農業集落数の推移



資料：農林水産省「世界農林業センサス」における農業集落調査を基に作成。

注 1： 「農業集落数」は、「世界農林業センサス」における農業集落調査の対象となった農業集落の数であり、農家点在地（集落機能のない農業集落）は同調査の対象外であるため、農業集落数には計上されていない。

2： 平成17年の「農林業センサス」において、農業集落を対象とした調査が行われているものの、全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落を対象としており、過去の農業集落のとりえ方とは異なる。

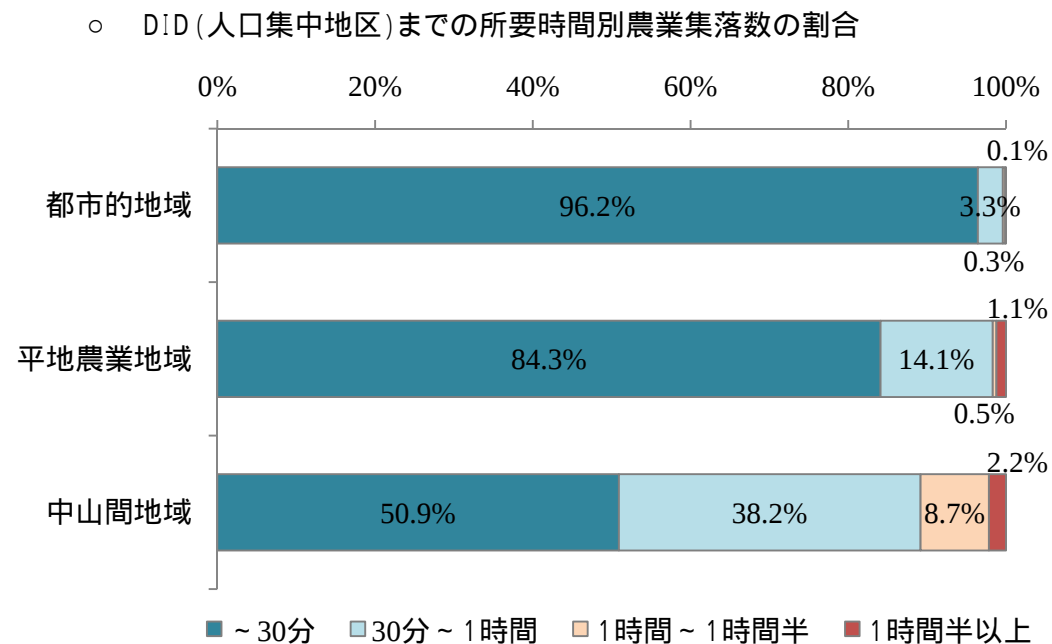
- 1 集落当たりの平均では、中山間地域は平地農業地域に比べ、総土地面積は大きいですが、総農家数、耕地面積は小さい。

○ 1 集落当たりの平均（平成17年）

	総農家数 (戸)	総土地面積 (ha)	耕地面積 (ha)
都市的地域	20	121	22
平地農業地域	25	153	58
中山間地域	17	372	26
中間農業地域	19	255	30
山間農業地域	14	577	20
全 国	20	260	33

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」（組替集計）

- D I D（人口集中区）までの所要時間別農業集落数の割合をみると、中山間地域は平地農業地域に比べ、D I Dまでの所要時間が長い農業集落の割合が大きい。



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：「D I D」とは、「Densely Inhabited District」の略。人口集中地区のことで、市区町村の人口密度の高い基本単位区（約4,000人/km²以上）が連たんにして、その人口が5,000人以上となる地区。国勢調査による。

中山間地域農業の現状

中山間地域農業の現状

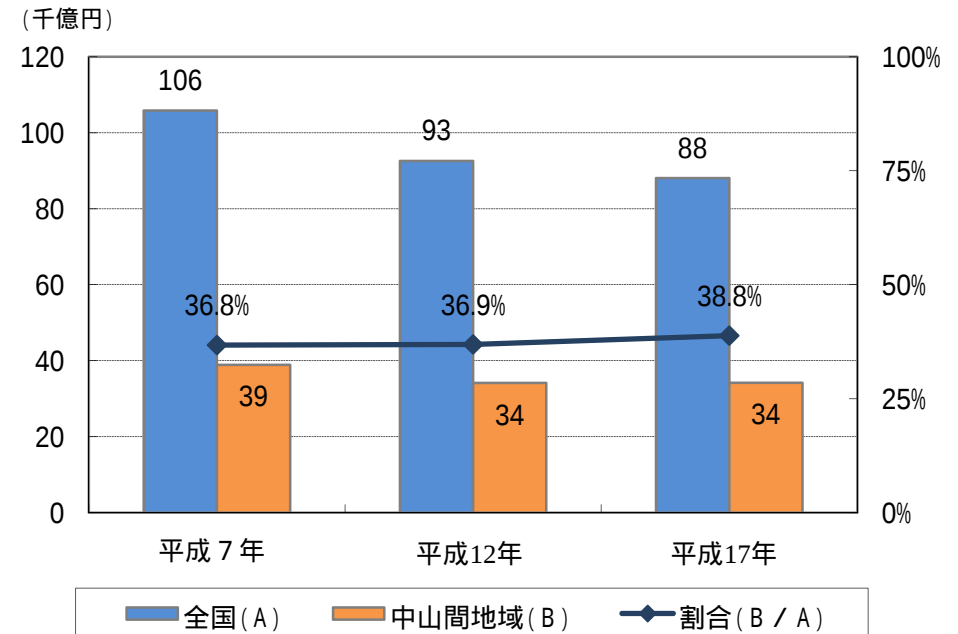
1. 農業産出額の推移

(1) 農業総産出額の推移

農業産出額は、全国ベースでは、平成7年は10兆6千億円、平成12年は9兆3千億円、平成17年は8兆8千億円と減少傾向で推移している。

このうち、全国の農業産出額に占める中山間地域の割合は、4割程度で推移している。

○ 農業総産出額の推移



(2) 主要作物別農業産出額のシェア

中山間地域における平成17年の作物別農業産出額のシェアをみると、畜産（約38%）、米（約23%）、野菜（約17%）の順となっている。

また、作物別に全国の農業産出額に占める中山間地域の割合の推移をみると、野菜は0.5ポイント、畜産は3.4ポイントの増加、他方、米は1.6ポイント、雑穀・豆類は0.2ポイント、果実は1.1ポイントの減少、花きは横ばいとなっている。

○ 作物別農業産出額

(単位：億円)

		合計	米	雑穀・豆類	野菜	果実	花き	畜産	その他
平成17年	全 国	88,067 (100.0%)	20,234 (23.0%)	1,016 (1.2%)	20,218 (23.0%)	7,236 (8.2%)	4,054 (4.6%)	27,023 (30.7%)	8,286 (9.4%)
	中山間地域	34,202 (100.0%)	7,792 (22.8%)	355 (1.0%)	5,946 (17.4%)	3,167 (9.3%)	1,193 (3.5%)	12,976 (37.9%)	2,773 (8.1%)
平成12年	全 国	92,574 (100.0%)	23,253 (25.1%)	1,117 (1.2%)	21,195 (22.9%)	8,120 (8.8%)	4,466 (4.8%)	25,554 (27.6%)	8,869 (9.6%)
	中山間地域	34,168 (100.0%)	8,349 (24.4%)	394 (1.2%)	5,771 (16.9%)	3,541 (10.4%)	1,188 (3.5%)	11,780 (34.5%)	3,145 (9.2%)
増 減	全 国	4,507	3,019	101	977	884	412	1,469	583
	中山間地域	34	557	39	175	374	5	1,196	372

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：「その他」には、工芸作物や加工農産物等を含む。

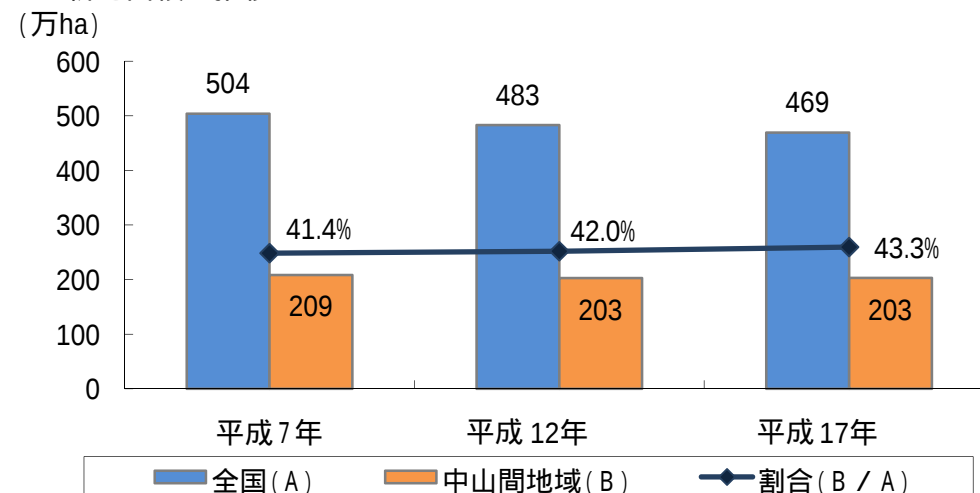
2. 耕地面積の推移等

(1) 耕地面積の推移

耕地面積は、全国ベースでみると、平成7年で504万ha、平成12年で483万ha、平成17年で469万haと減少傾向で推移している。

このうち、中山間地域では、平成7年で209万ha、平成12年で203万ha、平成17年で203万haで推移している。

○ 耕地面積の推移

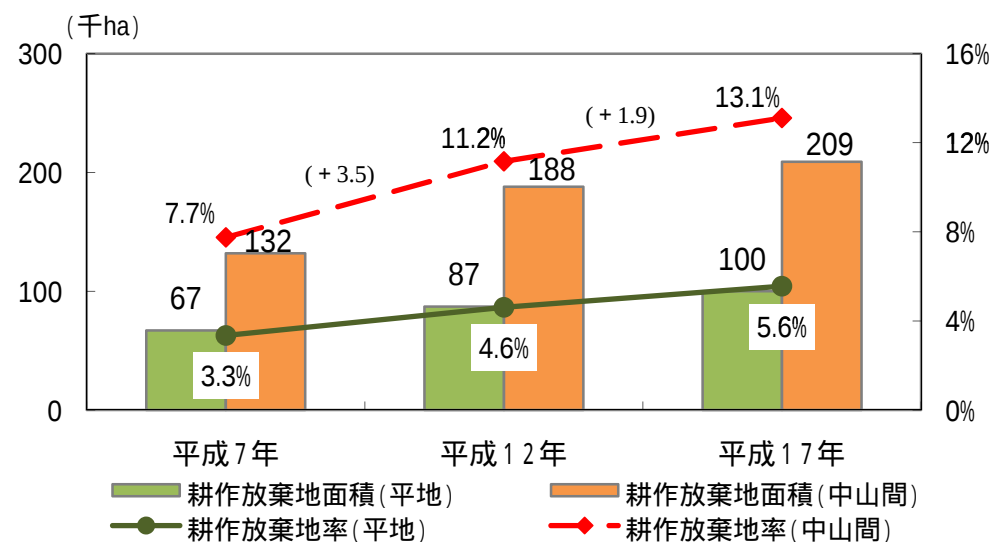


(2) 耕作放棄地率の推移

- 我が国の耕作放棄地面積は、平地農業地域に比べ中山間地域が多く、その実面積は、平成7年で132千ha、平成12年で188千ha、平成17年で209千haとなっている。

なお、耕作放棄地率は、平成7年で7.7%、平成12年で11.2%、平成17年で13.1%で、平成12年からの5年間の上昇率は1.9ポイントであった。

○ 耕作放棄地率の推移



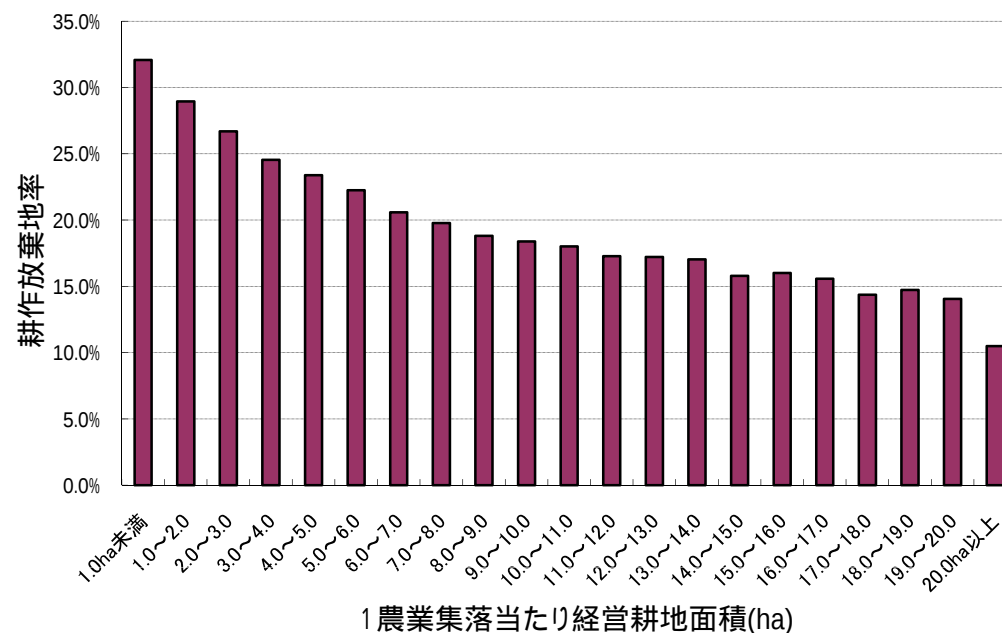
資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100。

注2：「平地」とは、平地農業地域のこと、また、「中山間」とは、中山間地域のこと。

- 中山間地域における 1 農業集落当たりの経営耕地面積と耕作放棄地率の関係をみると、1 農業集落当たりの経営耕地面積が小さい農業集落ほど、耕作放棄地率が高い傾向となっている。

- 中山間地域における 1 農業集落当たり経営耕地面積と耕作放棄地率

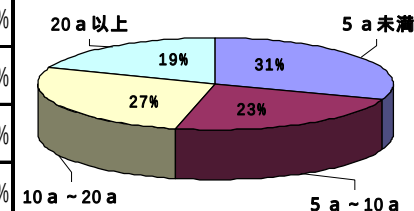


資料：農林水産省「2005年農林業センサス」をもとに農村振興局が作成。

- 平成19年のサンプル調査の結果をみると、耕作放棄地1,242筆のうち、一筆当たりの面積が20 a 未満の耕作放棄地の筆数は1,002筆であり、調査対象全耕作放棄筆数の約 8 割を占めている。

- 一筆当たりの耕作放棄地の規模別シェア

		耕作放棄筆数	割合
耕作放棄地 一筆当たりの 面積	5 a 未満	379	31%
	5 a ~ 10 a	286	23%
	10 a ~ 20 a	337	27%
	20 a 以上	240	19%
	計	1,242	100%

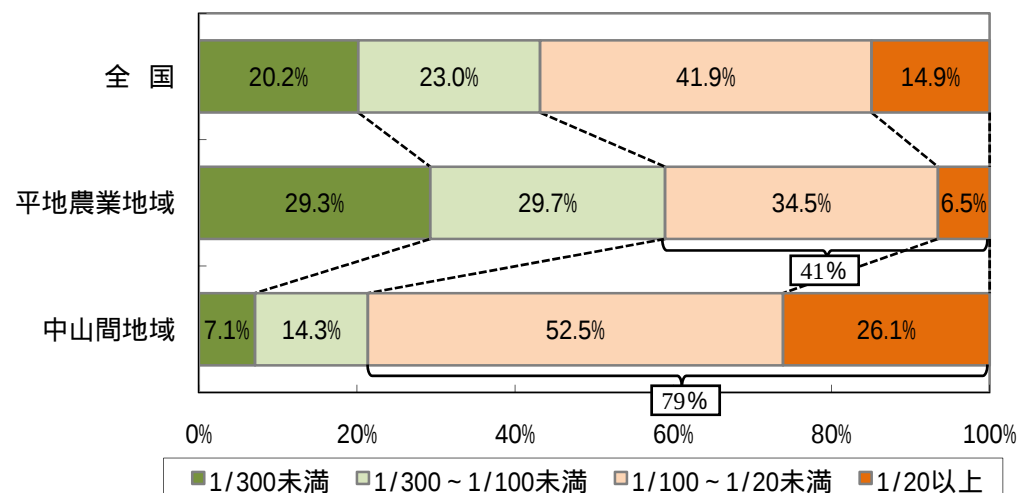


資料：平成19年農林水産省調べ（22市町村23地区をサンプル調査した結果）

(3) 傾斜区分別田面積の割合等

- 中山間地域の田面積に占める傾斜1/100以上の面積割合は79%で、平地農業地域の同割合が41%に比べ、38%上回っている。

○ 傾斜区分別の田面積割合

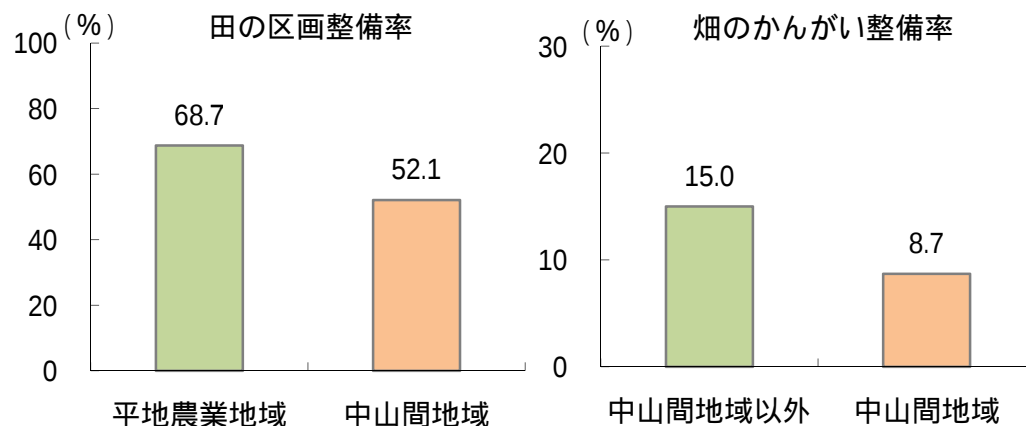


資料：農林水産省「第4次土地利用基盤整備基本調査（H13.3.31時点）」（組替集計）

- 田の区画整備率は、平地農業地域の68.7%に対して、中山間地域では52.1%となっており、平地農業地域に比べ16.6ポイント低い水準となっている。

また、畑のかんがい整備率は、平地農業地域の15.0%に対して、中山間地域では8.7%となっており、平地農業地域に比べ6.3ポイント低い水準となっている。

○ 農業生産基盤整備率



資料：農林水産省「第4次土地利用基盤整備基本調査（H13.3.31時点）」（組替集計）
注：区画が30a程度以上で整形済みの田面積の割合。

資料：農林水産省農村振興局調べ（平成18年）
注1：上表における「中山間地域」は、地域振興立法5法（過疎法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法）のうちいずれかの指定のある地域。
注2：土地改良法に基づく土地改良事業によって整備されたもののうち、各区画（耕区）へかんがい用水を配水できる施設が整備されている畑面積の割合。

(4) 水稻の作付面積別ほ場枚数・ほ場面積

一戸当たりの水稻作付面積別のほ場の枚数をみると、中山間地域は平地農業地域に比べ総じて多く、また、1枚当たりのほ場面積は、中山間地域は平地農業地域に比べ全ての作付面積規模で小さくなっている。

○ 水稻の作付面積別ほ場枚数・ほ場面積

【ほ場枚数】 (単位：枚)

	1戸当たり作付面積				
	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0ha 以上
平地農業地域	3.0	5.5	8.9	17.1	30.1
中山間地域	3.7	5.9	10.4	18.8	36.0

【1枚当たりほ場面積】 (単位：a/枚)

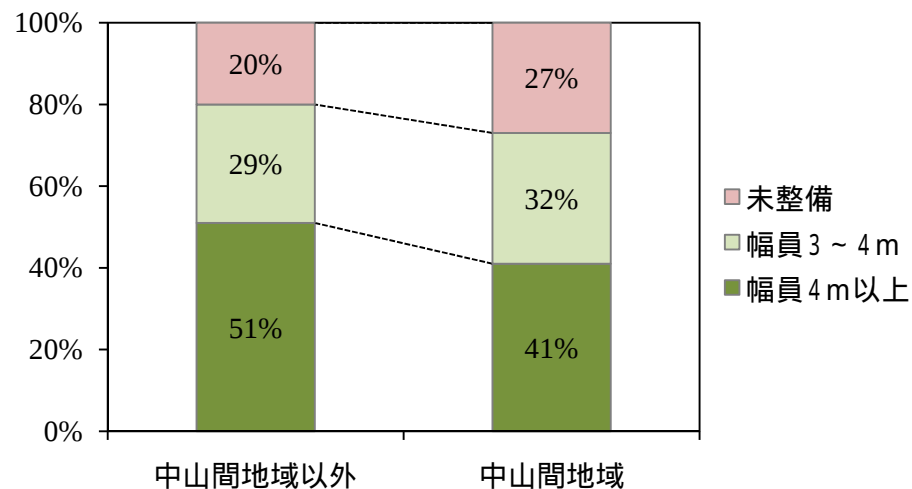
	1戸当たり作付面積				
	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0ha 以上
平地農業地域	12.0	13.7	18.3	22.2	28.6
中山間地域	9.3	12.0	15.6	19.3	21.0

資料：農林水産省「農業経営統計調査（米生産費統計）」（平成18年、組替集計）

(5) 田の農道整備状況

中山間地域は中山間地域以外の地域に比べ、幅員が狭く、未整備の農道が多い。

○ 田の農道整備状況



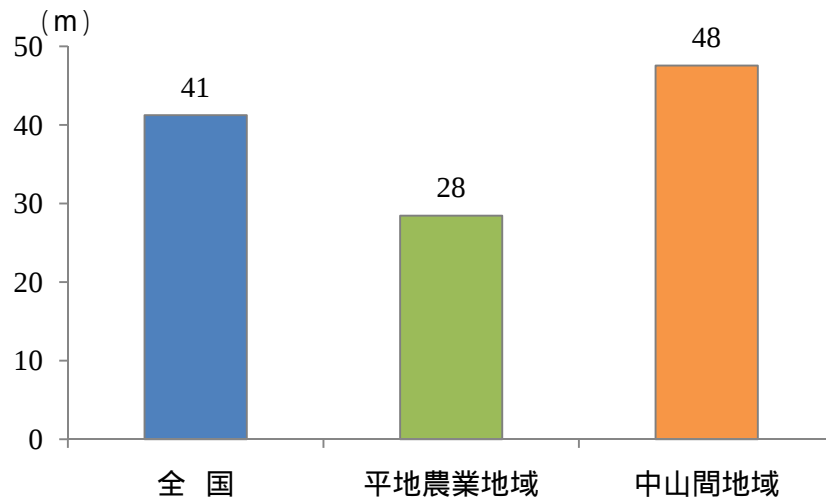
資料：農林水産省農村振興局調べ（平成18年）

注：上表における「中山間地域」は、地域振興立法 5 法（過疎法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法）のうちいずれかの指定のある地域。

(6) 耕地面積 1 ha 当たりの農道延長

耕地面積 1 ha 当たりの農道延長は、平地農業地域の28mに対して、中山間地域は48mであり、中山間地域は平地農業地域の約1.7倍となっている。

○ 耕地面積 1 ha 当たりの農道延長



資料：総務省「公共施設状況調」（平成18年）に基づき農林水産省が作成。

注：「農道」は、不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕耘機等が運行可能な（1.8m）以上の農道とし、特定個人の利用しているいわゆる畦道は除く。

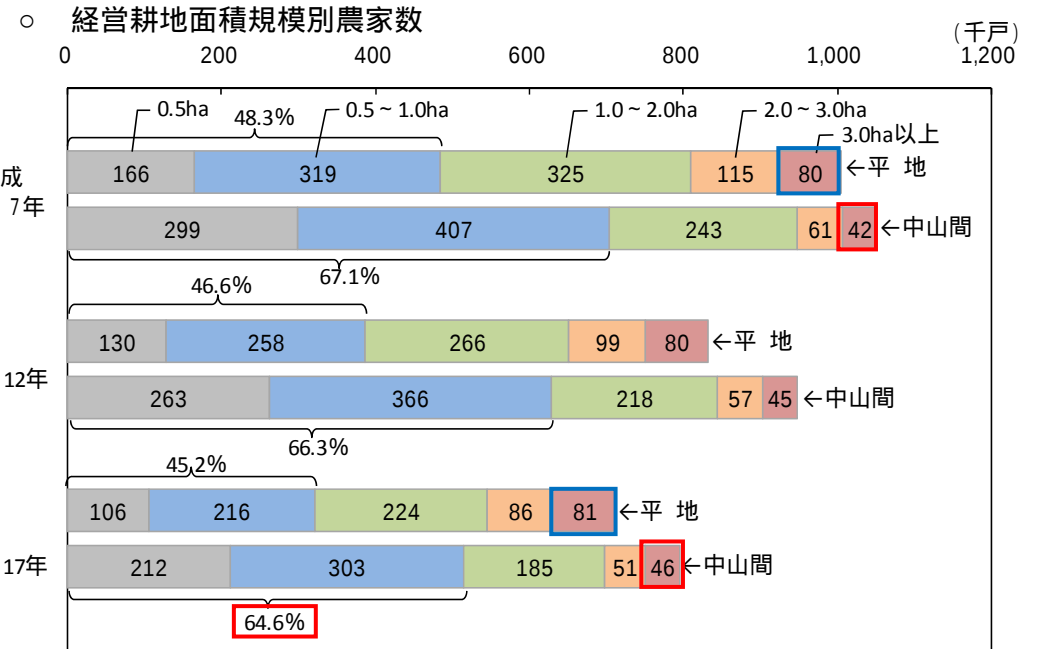
3. 農家経営規模の推移等

(1) 経営規模別農家数の推移

平成7年から17年の間の経営耕地規模別農家数の推移をみると、

経営規模が3.0ha以上の農家数は、平地農業地域では約80千戸から約81千戸に約1千戸増加しているが、中山間地域においても約42千戸から約46千戸に約4千戸増加している。

一方、経営規模1ha未満層の農家数は、中山間地域でも約706千戸（67.1%）から約515千戸（64.6%）に約191千戸減少したが、平成17年においても、経営規模1ha未満の農家層が依然6割以上を占めている。



資料：農林水産省「農林業センサス」（都府県・販売農家）

注：「平地」とは、平地農業地域のこと、また、「中山間」とは、中山間地域のこと

(2) 1戸当たり経営耕地面積の推移

1戸当たり経営耕地面積は、平地農業地域では、平成7年の1.38haから平成17年の1.61haと、10年間で23a拡大している。

また、中山間地域でも、平成7年の1.02haから平成17年の1.14haと、10年間で12a拡大したが、平成17年は平地農業地域に比べ中山間地域の方が47a小さくなっている。

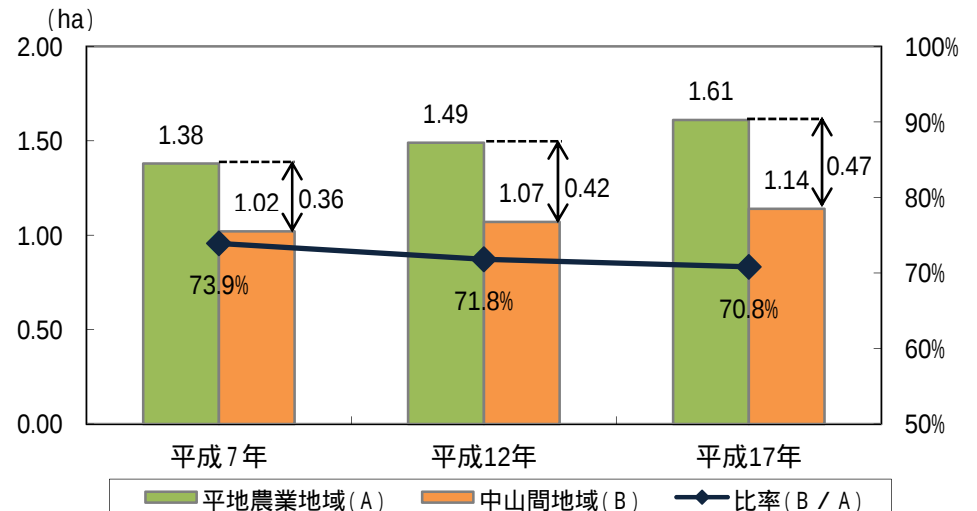
(参考) 水田の傾斜度と1戸当たり経営規模 (平成19年)

(単位：ha/戸)

傾斜度区分		
1/100未満	1/100～1/20	1/20以上
1.89	1.51	1.40
(100.0%)	(79.9%)	(74.1%)

資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計（個別経営、水田作経営）」、農林水産省「第4次土地利用基盤整備基本調査（H13.3.31時点）」（組替集計）

○ 1戸当たり経営耕地面積

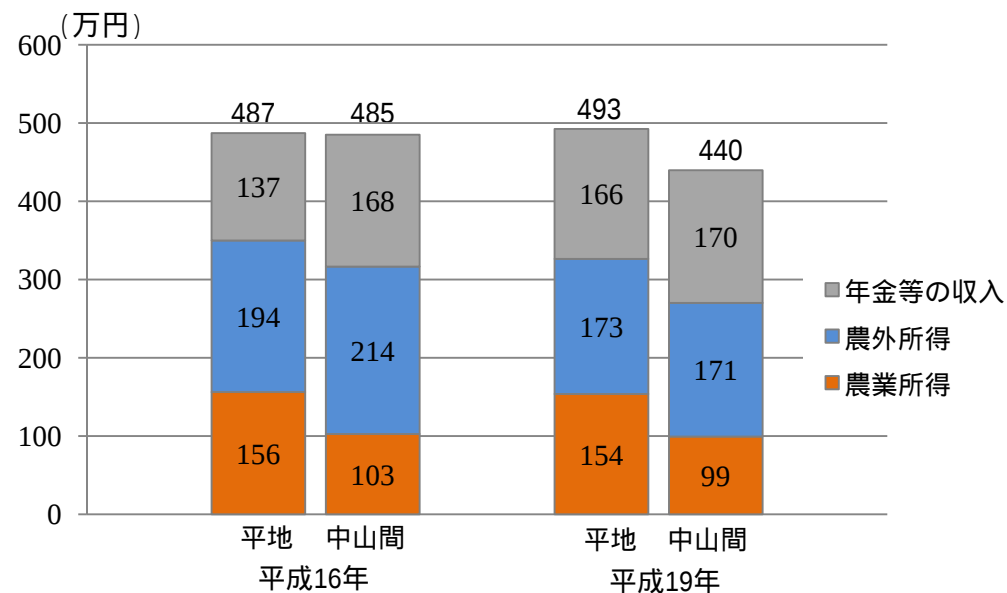


資料：農林水産省「農林業センサス」（都府県・販売農家）

(3) 販売農家1戸当たりの総所得及び農業就業者1人当たりの農業所得

- 販売農家1戸当たりの総所得は、平地農業地域で平成16年の487万円から平成19年の493万円と、6万円増加しているが、中山間地域では、平成16年の485万円から19年の440万円と45万円減少している。

○ 販売農家1戸当たりの総所得

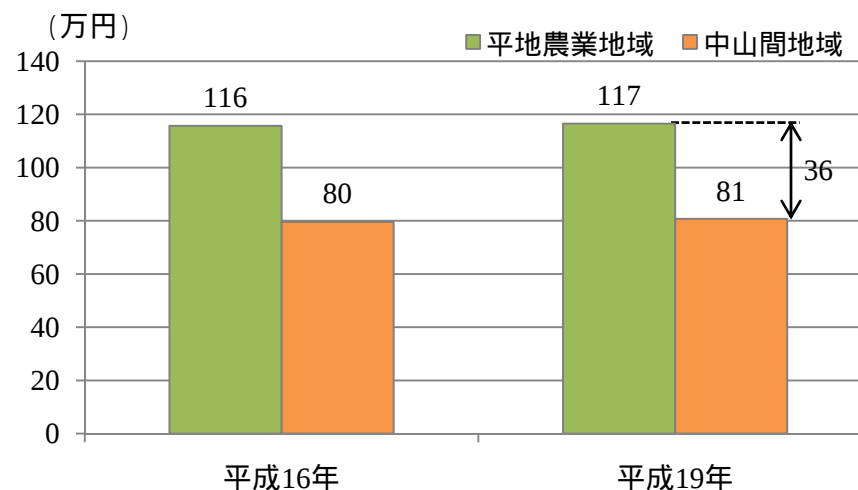


資料：農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」（組替集計）
 注：「農外所得」には、農業生産関連事業所得を含む。

- 農業就業者1人当たりの農業所得は、平地農業地域で平成19年は117万円となっている。

他方、中山間地域は、平成19年は81万円となっており、平地農業地域に比べ36万円低い水準となっている。

○ 農業就業者1人当たりの農業所得



資料：農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」（組替集計）

4. 鳥獣害による農作物の被害状況

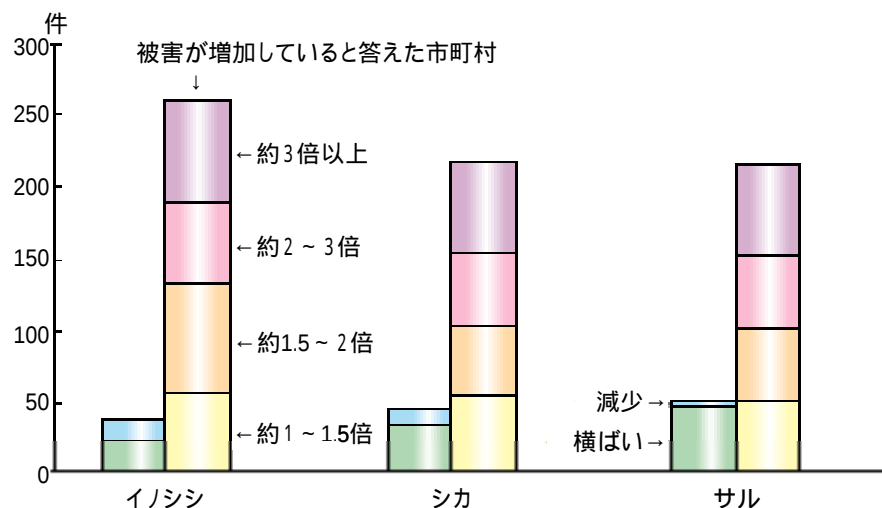
平成11年度以降の野生鳥獣類による農作物の被害金額は、約200億円前後で推移している。

なお、農作物被害金額に占める野生鳥獣別の割合（平成18年）では、獣類では、イノシシが28%、シカが22%、サルが8%、鳥類では、カラスが16%を占めている。

（参考）平成19年度 食料・農業・農村白書（抜粋）

近年、鳥獣による農林水産業への被害は、特定の鳥獣の生息分布域の拡大や、農山漁村の過疎化・高齢化の進展による耕作放棄地の増加等の影響で、中山間地域を中心に全国的に深刻化・広域化している。また、農山漁村地域では、一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。農作物被害金額は200億円前後で推移しているが、その7割が獣類、3割が鳥類によるものであり、獣類ではイノシシとシカ、サルによる被害が8割を超えている。

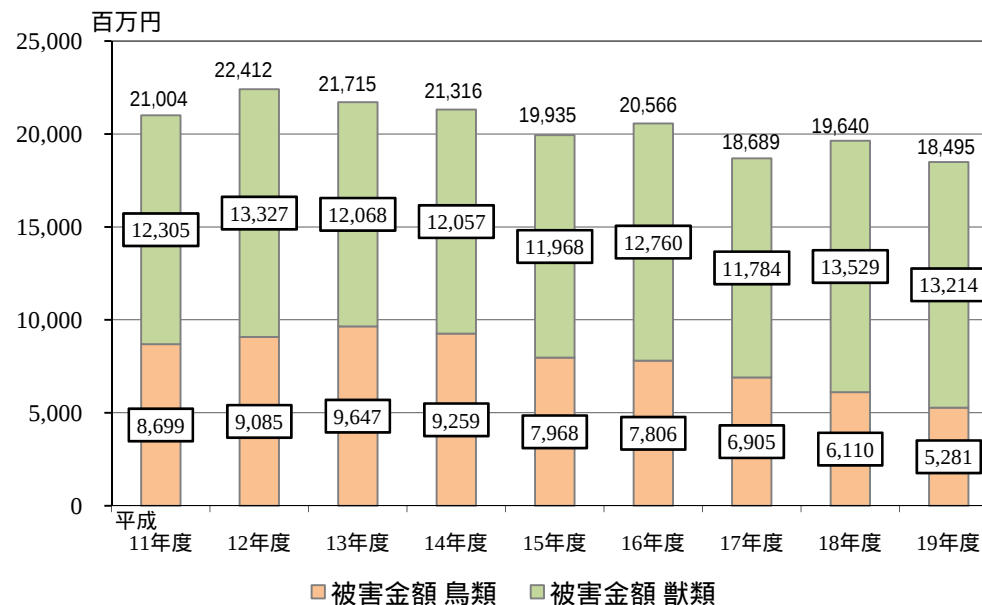
○ 10年前と比較した鳥獣被害の状況



資料：全国山村振興連盟「鳥獣被害に関する振興山村市町村へのアンケート調査」（平成19年10月公表）

注：752市町村を対処として実施（回収率63.2%）

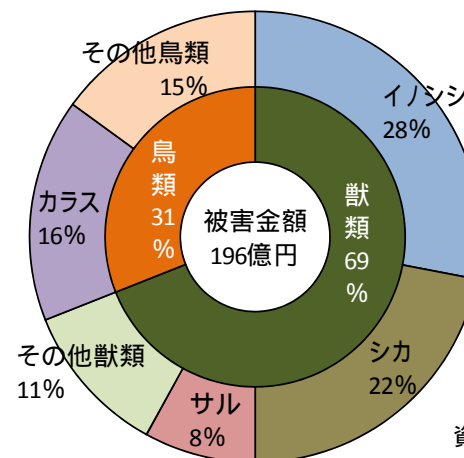
○ 鳥獣害による農作物の被害金額の推移



資料：農林水産省調べ

注：鳥類とは、スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト、キジ、サギ等のこと。また、獣類とは、ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、タヌキ等のこと。

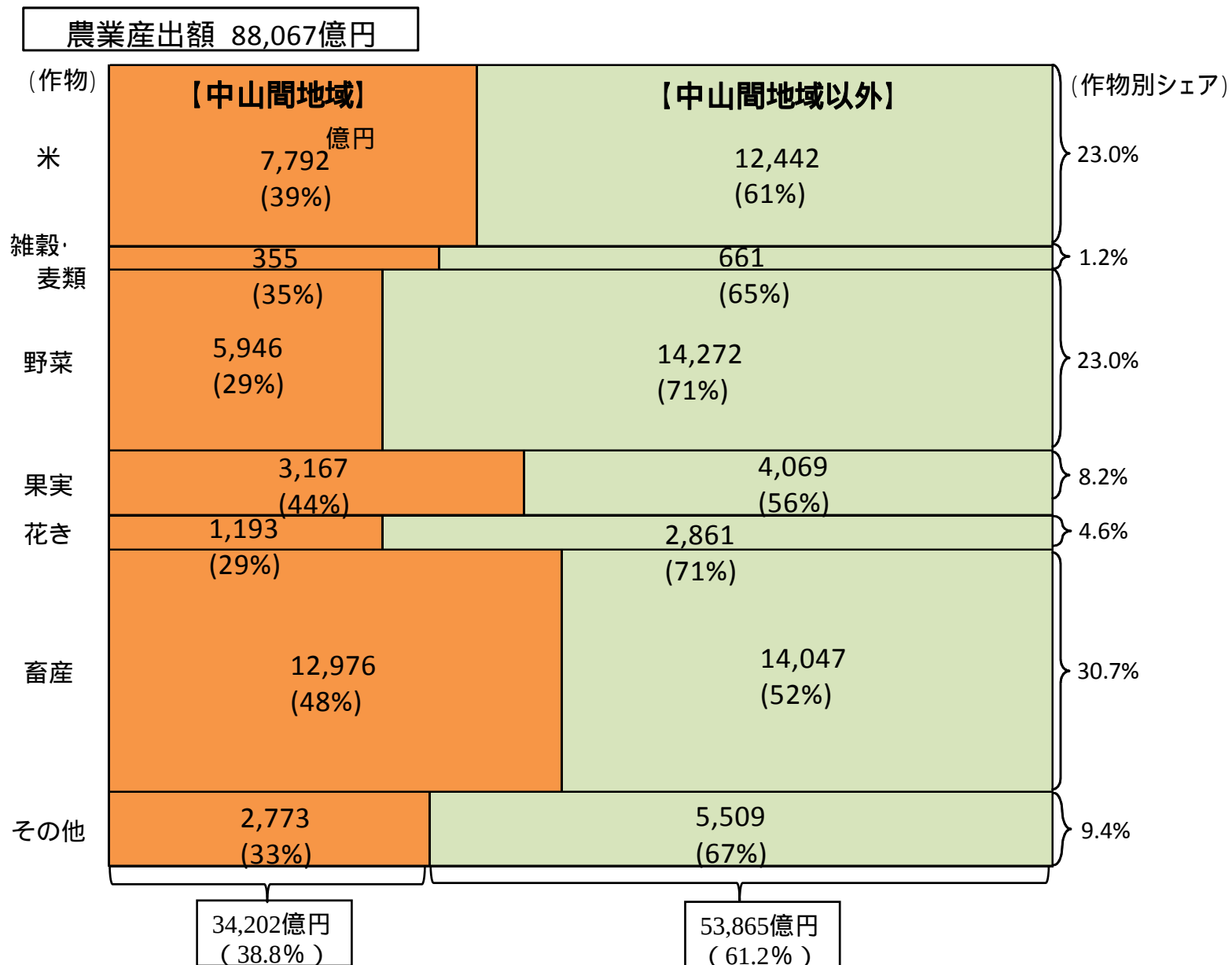
○ 農作物被害金額に占める野生鳥獣別の割合（平成18年）



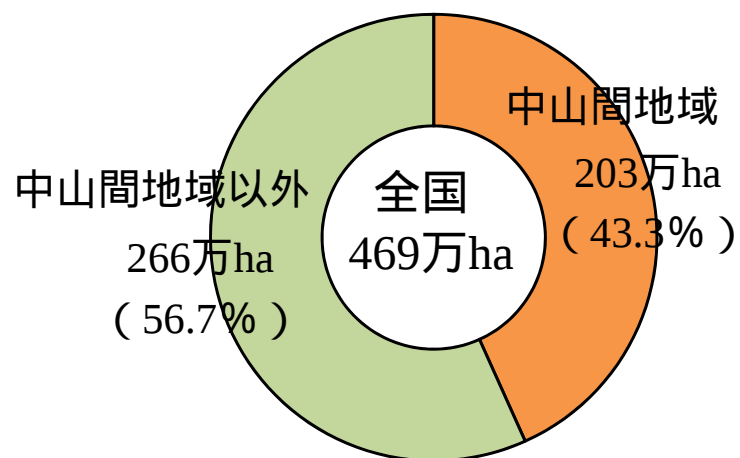
資料：農林水産省調べ

(参考 1) 中山間地域農業の概要

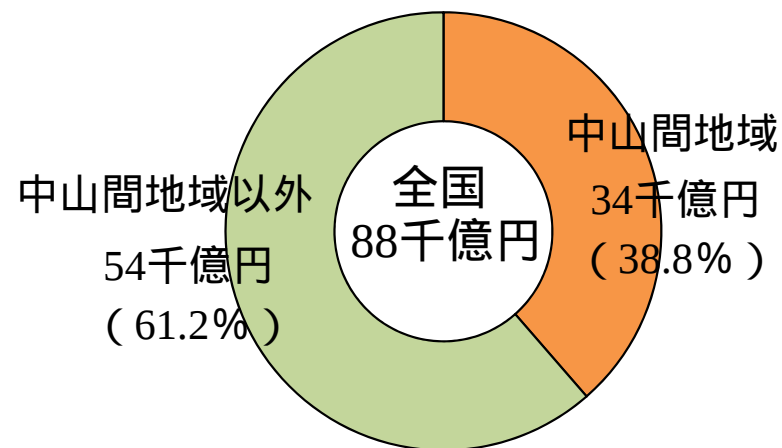
作物別の農業産出額に占める中山間地域の割合



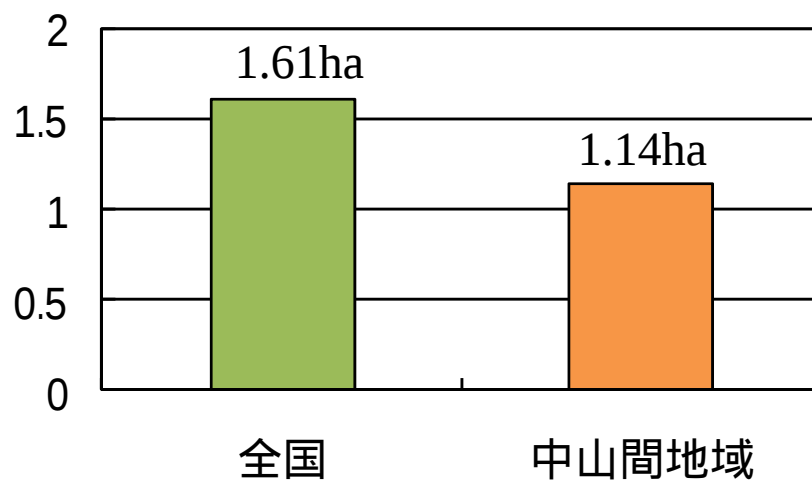
耕地面積



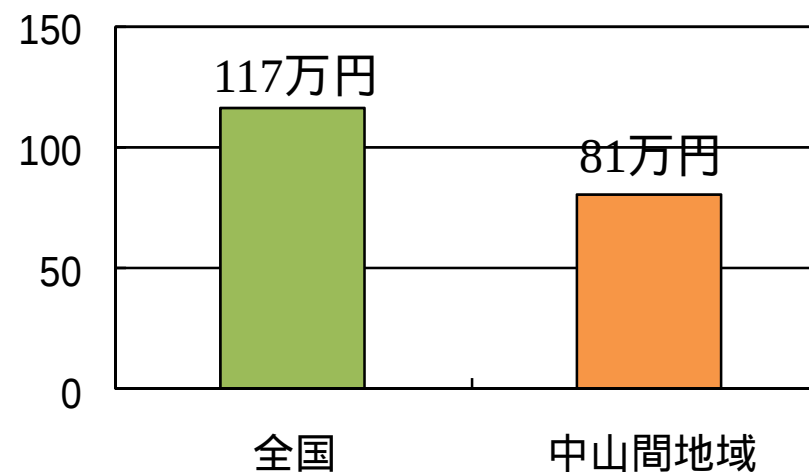
農業産出額



一戸当たり経営耕地面積



農業就業者一人当たり農業所得



(参考2) 中山間地域等に対する主な支援施策

1 農業その他の産業の振興による就業機会の増大

高付加価値型農業等の推進

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(一部) 【34,915(30,546)の内数】

農山漁村地域において、居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえ、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。

振興山村・過疎地域経営改善資金【貸付枠1,000(1,000)】

振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、経営の改善、農林漁業の振興を図るために必要な長期低利の資金を貸付け。

中山間地域活性化資金 【貸付枠5,460(5,460)】

中山間地域における加工流通施設、保健機能増進施設及び生活環境施設の整備のための長期低利の資金を貸付け。

農業生産基盤の整備

中山間地域総合整備事業(公共) 【24,582(33,014)】

中山間地域の農業・農村の活性化、国土・環境の保全等を図るため、地域の実情に即した農業生産基盤及び農村生活環境等の総合的な整備を実施。

農地環境整備事業(公共) 【1,245(1,193)】

耕作放棄地や耕作放棄の恐れのある農地の再編利用を通じた国土・環境の保全と優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

中山間地域総合農地防災事業(公共) 【1,568(1,624)】

中山間地域において、農用地・農業用施設の災害を未然に防止し、併せて農業農村が有する国土・自然環境保全機能の維持向上に資するため、農業用排水施設や土留工等の整備を総合的に実施。

特定中山間保全整備事業 【2,739(3,187)】

森林と農用地が混在する中山間地域において、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、これを通じて水源かん養をはじめとする公益的機能を維持増進するため、森林及び農用地の一体的整備を推進。

- 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(公共) 【1,100(1,000)】

耕作放棄地の解消・発生防止に向けた地域の取組を支援するため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施。

- 農道整備事業(公共) 【23,419(29,364)の内数】

高生産性農業の促進、農産物流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的とした農道の整備を実施。

- 草地畜産基盤整備事業(公共) 【12,131(14,390)】

地域における畜産経営の合理化及び飼料自給率の向上を図るため、北海道における老朽化草地の整備改良、今後の公共牧場の役割を明確にした上での条件整備、担い手への土地利用集積の加速化と畜産主産地の形成を通じた望ましい畜産構造を確立するための畜産生産基盤の総合的な整備、中山間地域等における遊休農地等を畜産的に利用するための基盤整備等を実施。

(注1) 下線は21年度概算決定額、括弧内は20年度予算額(単位:百万円)
(注2) は、中山間地域等を対象として行われる施策、○は中山間地域に対して優遇措置(補助金かさ上げ、採択要件緩和)が用意されている施策

多様な担い手の確保

- 就農支援資金貸付金【1,551(1,990)】

就農計画の認定を受けた認定就農者等に対し、就農に必要な農業技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他就農の準備等に必要な資金を無利子で貸付け。

- 農業改良資金貸付金【264(298)】

農業の担い手が農業経営の改善を目的として、新たな作目や加工分野への進出、新たな技術や生産方式の導入等に取り組む際に必要な資金を無利子で貸付け。

鳥獣被害の防止

- 鳥獣害防止総合対策事業【2,800(2,800)】

鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理の取組を総合的に支援。

地域資源等を生かした他産業の振興

農村地域就業機会創出支援事業【24(0)】

農村地域の活性化のため、農村地域への企業誘致にあたり農商工連携により農村地域の強みを活かせる企業と農村地域のマッチングの促進等を支援。

2 多面的機能の確保

中山間地域等直接支払交付金【23,100(21,800)】

農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の範囲内で交付金を交付する。また、平成17年度以降においては、多面的機能の維持・増進を一層図るため、将来に向けて農業生産活動等を維持できるような前向きな取組を促す仕組みに改善。

中山間地域等直接支払推進交付金【346(346)】

都道府県及び市町村が中山間地域等直接支払交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために行う推進活動・交付金交付事務等に必要な経費に対し交付金を交付。

小規模・高齢化集落支援モデル事業【197(236)】

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落等が、集落の連携により、小規模・高齢化集落に出向いて水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を支援

3 定住の促進

都市と農山漁村交流の推進

- 農山漁村地域力発掘支援モデル事業【908(1,110)】

地域住民、都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手として捉え、これらの協働により、農山漁村の伝統文化等の有形無形の資源からなる「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を直接支援。

- 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業【640(0)】

小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進のため、受入モデル地域を追加し受入体制の整備の促進を図るほか、地域リーダーの育成及び教育効果の高い体験プログラムの開発等を支援。

- 広域連携共生・対流等対策交付金【638(973)】

都道府県域を越えて、都市と農村の多様な主体が参加して行う、共生・対流を一層推進する広域連携プロジェクトや、都市住民の商店街等と農山漁村を結んで展開する多面的連携での取組、企業等と農山漁村の連携による新たな協働の取組等を支援。また、都道府県域を越えた広域的な連携の取組の実現に必要な施設等の整備を支援。

- 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業【199(0)】

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、農村地域が抱える課題の分析、活性化活動への従事を希望する都市部の人材の募集、農村地域と人材のマッチング、農村地域への人材派遣研修事業などに取り組む仲介機関を支援。

- 農村コミュニティ再生・活性化支援事業【90(143)】

農村コミュニティ再生・活性化に向けた農村への定住の促進、農村と地域の企業との連携による新たな事業の創出など、農村の地場資源との地元人材等を活かした多様な主体による地域連携活動を支援。

生活基盤の総合的整備

- 農業集落排水事業（公共）【12,456(17,666)】

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村生活環境の改善を図るため、汚水、汚泥または雨水の処理施設等の整備・改築を行うとともに、処理水や汚泥のリサイクルを通じて、農村地域の資源循環を推進。